

## 福岡県生活困窮者就労準備支援事業実施要綱

### 1 目的

本事業は、就労に必要な知識、技能等が不足するとともに、社会や人との関わりへの不安や日常生活面での課題、就労意欲の低下等、複合的な理由により、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的に実施することを目的とする。

### 2 事業の実施

事業の実施主体は福岡県とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、株式会社その他の福岡県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3 事業の対象者

本事業の対象者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者であって、福岡県自立相談支援事業実施要領又は福岡県こども支援オフィス事業実施要領に基づく支援決定を受けた者とする。

#### (1) 次のいずれにも該当する者

##### ア 収入要件

申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

##### イ 資産要件

申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

#### (2) 前号に該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当する者

ア 前号ア又はイに規定する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ 前号に該当しない者であって、前号アまたはイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 福岡県が本事業による支援が必要と認める者であること。

## 4 事業内容

### (1) 支援内容

本事業は、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援及び経済的自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、支援に当たっては、福岡県自立相談支援事務所又はこども支援オフィス（以下「自立相談支援事務所等」という。）による生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思の十分な確認（以下「アセスメント」という。）やそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援事務所等と情報共有し、連携して支援を行う。

#### ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標、具体的内容を記載した個別の就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

#### イ 日常生活自立に関する支援

日常生活に必要な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言等を行う。

#### ウ 社会生活自立に関する支援

他社との関係や社会とのつながりを促すため、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けたグループワーク等での支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

#### エ 経済的自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成支援等を行う。

#### オ 就労体験時の交通費の負担軽減に資する支援

##### (ア) 目的

就労準備支援プログラムの1つである就労体験の利用にかかる交通費の負担軽減に資する支援を行い、就労準備支援事業、就労体験の利用促進を図る。

##### (イ) 支援対象者

就労体験の利用にかかる負担軽減に資する支援の対象者は以下のとおりとする。

- ・ 就労準備支援プログラムの作成・見直しを経て、就労準備支援プログラムとして、就労体験の利用が必要と支援調整会議で判断された者

- ・ 就労体験を利用することにより、一般就労につながる可能性が高い者
- (ウ) 支援条件

就労体験の利用にかかる負担軽減に資する支援の条件は以下のとおりとする。

- ・ 事業実施主体による移動手段の提供（車両の借上げ等）が困難であること
- ・ 公共交通機関の利用を要さない近距離の就労体験先を支援調整会議で検討したうえで、公共交通機関を利用する就労体験先を利用することが一般就労につながる可能性が高いと支援調整会議に諮られていること
- ・ 支援調整会議を踏まえ、支援の種類及び内容等を記載した自立支援計画（以下「プラン」という。）に利用する就労体験先、就労体験の目的、交通費の負担軽減が必要な理由等が明記されていること

(エ) 支援の範囲

交通費の負担軽減支援の範囲は以下のとおりとする。

- ・ 公共交通機関を利用して就労体験先へと行くための交通費の実費
- ・ 就労体験先 1箇所あたり 10営業日まで
- ・ 1人あたり年間3箇所まで

(2) 支援の実施期間

1年を超えない期間とする。ただし、利用者の心身の状況、生活の状況を勘案し、県が必要と認める場合にあっては、1年を超える利用期間とすることもできるものとする。なお、自立相談支援事務所等のアセスメントにおいて改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、プランの更新及び就労準備支援プログラムの再作成を行うこと。

(3) 協力事業所等の開拓

支援を行う上で必要となるボランティア活動や職場見学、就労体験の場を確保するため、県内の事業所等に対して本事業に対する理解・協力を求め、対象者を受け入れる事業所等を開拓する。

(4) 職員の資格等

就労準備支援員（第一号及び第三号の業務を行う者をいう。）は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けていること（ただし、当分の間は、この限りではない。）、かつ、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であること。

## 5 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「就労準備支援事業の手引き」（平成27年3月6日

社援発第0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添3)を参照するものとする。

- (2) 関係機関と個人情報を共有する場合は、対象者本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。